

坂本茂雄 県政かわら版

2005年
10月
NO. 11

<坂本茂雄県議会だより>
■高知市丸ノ内1-2-20
県議会内県民クラブ控室
TEL 088-823-9523
FAX 088-823-9063



南海地震に備える具体的な方策を提言

津波避難対策は喫緊の課題

9月定例会（9月20日開会10月7日閉会）では、台風14号の災害復旧費として19億7千7百万円を盛り込んだ一般会計補正予算案をはじめ保護区の指定など絶滅危惧種を守る希少野生動物植物保護条例案や新市町村合併特例法に沿った県の新たな合併構想策定に向けた市町村合併推進審議会の設置条例案、これまで使途が限定されて

いた特定目的の基金から一般会計への現金繰り入れを可能にする条例議案、さらに議員提出の「食の安全・安心推進条例」などが全会一致または賛成多数で可決、承認されました。また、「アスベスト対策の強化を求める意見書」「違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書」や「私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書」



予算委員会で一問一答の質疑を行う坂本議員

は全会一致で可決されましたが、我が会派も賛成した「義務教育費国庫負担制度を堅持し教育の機会均等を求める意見書」は賛成少数で否決されました。今議会で、集中して議論された課題や坂本議員の予算委員会での質疑及び所属する文化厚生委員会での議論課題などについて2面以降で報告します。

文化厚生委員会

被曝防止へ「アスベスト対策強化」

日高エコサイクルセンターは規模縮小へ

今後の議会日程(予定)

◆臨時議会

11月24日開会、25日閉会

◆12月定例会

12月6日開会、19日閉会

※坂本議員は12月12日に本会議で代表質問の予定です。

坂本県議ホームページのご案内

坂本議員の日頃の活動については、随時ホームページで報告してまいりますので、ご覧頂くとともに、ご意見などもホームページからのメールでお寄せください。ホームページアドレスは下欄に記載しています

県政報告会のご案内

●2005年11月27日(日)
13:30~
高須ふれあいセンター

*前回予定していた報告会は、衆院選投票日と重なり、会場の都合等で延期させていただきました。お誘い合わせのうえ、ぜひご来会ください。

津波避難ビルへの指定を

沿岸市町村の津波避難対策における避難場所の在り方として、国の示す「津波避難ビル等に係るガイドライン」を適用する際に、浸水予想地域における中高層マンションを避難ビルとして市町村が指定することを基本方針として取り組むことについて、執行部の考え方を質しました。

【危機管理担当理事答弁】

①「津波避難ビルガイドライン」が新耐震基準に沿う建物や耐震診断で安全性の確認された建物を指定要件としているが、新築マンションが新耐震基準に沿っていることは確かであり、指定は有効な方策だと考える。

②指定を進める上では、建築確認申請の段階での要請が効率的であり、ビルが建設されるまでの間に効果的に所有者に働き掛ける仕組みづくりを考えたい。

③既存の施設を活用する際に、管理者が鍵を開けることが困難な場合、揺れたら自動的に解錠するという装置について、市町村に交付している防災総合補助金の中で使えるよう検討していきたい。

被災時救命体制の強化

災害救助犬育成を

新潟県中越地震における長岡市の土砂崩れ現場で、皆川優太君が救助犬レスター号によって生存確認がされ、ハイパーレスキューによって救出された場面は多くの皆さんもご記憶のことだと思います。ところが、この救助犬の多くは、民間ボランティアで養成されているのが現状で、全国でも出動可能な頭数は215頭にすぎず、県内では1頭だと言われています。

南海地震の際は、被災県も広域に拡がり、陸・海・空路のそれぞれが絶たれる可能性がある中で、県内に災害救助犬を育成しておく

ことが安心の提供にもなるのではないかと考えています。そこで、応急救助面の行政支援の在り方として、県として、何らかの形で災害救助犬育成を位置づける考え方や救助効率を高めるためのレスキューグッズの製造・普及などについて質問し、執行部の考え方を質しました。

【危機管理担当理事答弁】

①災害救助犬というのは災害現場で非常に有効だが、県が直接育成するというよりは、災害救助犬を育成している団体に働きかけて連携をとっていききたいと考えている。

②災害救助犬については、例えば防災訓練とかで一緒に訓練させていただくとか、災害時に出動していただけるような協定を結んでいただくとかの形で考えていきたい。その際に臭いグッズについてもどうすればいいのかということも研究していきたい。

資源循環・危機管理のための雨水利用を

坂本議員は、今年度に入って、東京墨田区の雨水資料館を見学したり、雨水国際会議に参加し、本県の資源循環型社会の先進県と防災の県づくりをめざす施策に反映



墨田区の雨水資料館で雨水博士の村瀬係長から集水器の説明を受ける

できないか検討してきました。

そして、降雨の二極化に伴い災害をもたらす短時間の大雨も増加する中、早明浦ダムの利用水量が11年ぶりに底をついたという状況を見るにつけ、水をとりまく都市のリスク管理・リスク分散と健全な水循環のシステム化のために、雨水利用を真剣に考えなければならぬと言ったことを痛感してきました。そこで、今までの「流すシステム」から「貯めるシステム」へと切り替えていくための意識変革が「雨水利用を日常化」することになるのだと考える中で、「雨水利用」について質問をし、執行部の考え方を質しました。



香料の入った対象物を捜す訓練

【文化環境部長】

①平成12年度から雨水・湧水利用を開始した本庁舎や県警本部でも多くの節減効果をあげ、雨水利用施設の導入の成果はあった。しかし、以降はタンクの設置スペースの問題等もあり、県立施設での設置の事例はなく、県が行った公共事業でも実績や、今後の設置予定は把握はできていない。

②水を大切にすることとは省資源・省エネルギーにもつながるので、資源循環型社会、それから地球温暖化対策といった視点からも、関係部局と連携し、雨水利用といったようなことを啓発していきたい。その成果を資源循環型社会づくり等にも生かしたい。

日高村はエコサイクルセンター

日高村に建設予定のエコサイクルセンターに関しては、高知市での2月議会の議論を受け、産業廃棄物の受入量の再調査を実施したり、財団法人エコサイクル高知の理事会での議論もふまえて9月定例会での方向性の確認が求められていました。

県議会としても、文化厚生委員会が改めて、香川、徳島の民間の管理型最終処分場の状況を視察したり、受入量再調査結果について

も審議してきました。そして、定例会直前にも、高知市によって提案された「まずは、管理型の最終処分場のみの整備を進める」という縮小案について検討してきました。

文化厚生委員会としては事業計画の縮小によって、多岐多額の振興策についても見直し協議もされることなども踏まえて、①管理型最終処分場の必要性②長い日高村との経緯がある

こと③高知市提案が他市町村からも理解が得られやすいという三点の執行部説明に一定の理解が示されています。

今後は、10月末に開くエコサイクル高知の理事会で計画見直しが行われ、正式審議された後、知事自身も直接日高村に出向いて、ここに至る経緯や振興策について県の考え方を説明するところになっています。

総事業費

事業	現計画	変更案
造成工事	14億円	14億円
最終処分場	26億円	26億円
破碎・選別施設	5億円	
焼却施設	17億円	
管理棟	3億円	3億円
設計費・調査費・既消費支出	5億円	5億円
合計	約70億円	約48億円

計画変更後の建設資金の負担案

	現計画	変更案
国庫補助金	7億円	5億円
県負担額	27.5~30億円	19~20億円
高知市負担額	18.3~20億円	12.7~13.3億円
その他市町村負担額	9.2~10億円	6.3~6.7億円
民間負担額+借入金	3~8億円	3~8億円
合計	約70億円	約48億円



見学してきた徳島県の民間管理型最終処分場

高知FD優勝おめでとう

四国アイランドリーグの発展を!

高知ファイティングドッグスは、日本初の地域密着型の「プロ野球」として、今年発足した四国アイランドリーグでの優勝を勝ち取りました。選手はもちろん、支えてきたスタッフや応援団そして県民の誰もが待ち望んでいた瞬間でした。

県議会でも、四国アイランドリーグの運営や発展などどのような支援ができるのか、9月定例会開会日の本会議議事終了後に議場で石毛代表の講演を聴かせていただきました。

また、その後には、場所を変えて懇談会を開催し、率直な意見交換もさせていただきました。

議場でのお話も、また、懇談会での話も極めて熱っぽく、懸ける思いを述べていたとき、個人的にも、また、議会としても執行部と協力しながら何ができるのか検討していかなければと意を新たにしました。

「様々な理由で夢を中断された若者が、実現に向けてチャレンジする」そんな機会を四国の場で作っていただいていることに感謝するとともに、四国アイランドリーグが誕生したことで、四国が元氣になればとの思いを持った人々の刺激に県内の人間が答えていかなければと思います。

しかし、あまりの一時の感激に熱くなるのではなく、継続的に気長に応援していかねばならないことも肝に銘じておく必要があります。



文化ホール・女子大・図書館の複合施設化

唐突な構想に疑心暗鬼

9月定例会直前の降って湧いたようなJR高知駅前の県有地に県民文化ホール、県立図書館、高知女子大を移転・複合施設化する構想について、県民の皆さんからは賛否の声が上がっています。

同構想は、3施設がそろって改築整備などを迫られる中で、知事は「財政状況は厳しく、今後の見通しも不透明なまま、多額経費を要する事業を検討することへの慎重な声も不思議ではない。また、文化ホールは、一旦は改修での対応を決めていたので、大きな方向転換となる。ただ、本県の将来を考えると、財政的には苦しくとも文化や教育など人づくりに投資を惜しんではならないし、全国的に経済が持ち直しつつあるというタイミングもはずしてはならない。」というので、今後は、関係の方々や県民の声を聞きながら、実現に向けた検討を進めると述べています。

危機的県財政の中で不安の声も

一方で、知事は「学生や一般県民の鉄道利用が増えることが予想される」と構想の実現による波及効果や土佐くろしお鉄道の利用増にもらんでいますが、県財政は危機的状況のため、整備手法については「負担軽減へ県が上限金額を提示して業者に投げ掛ける方法もある」とするなど、将来への期待と不透明さが混在しているのが現状です。

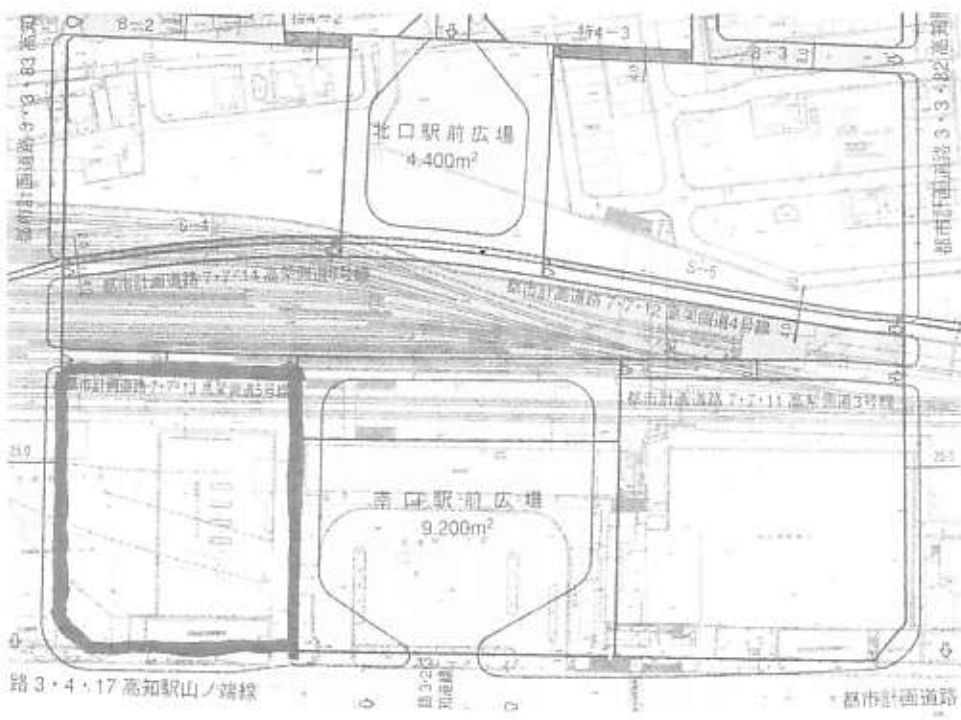
慎重な議論と計画性を持って

質問戦の中で知事は、施設の完成時期を「仮に20年度の着工を前提とすると、22年4月にはオープンできる」とするなどする一方、複合施設の具体的な規模や内容、周辺「拠点街区」との調整、経費の見込みなどについては、明らかにされていません。

私たちは、厳しい財政状況であるからこそ、県の構想ありきで、検討に入るのではなく、真の意味での駅周辺の交流と賑わいの場づくりと南北のまちづくり、はりまや橋周辺から中心街のまちづくりなどトータルで検討される中で、

拠点街区の開発のあり方が議論されるべきだと考えています。県民の皆さんのご意見を同封の県政アンケートでお聞かせください。

高知駅周辺土地区画整理事業設計図の一部
(太線枠内が県有地部分)



高知駅周辺の再開発の現状

鉄道高架や区画整理事業が進み、19年度末には新駅舎が完成する見通し。ただし、周辺のまちづくりの核となる「拠点街区」約3・2ヘクタールの開発用地の利活用は白紙。県はその内、0・6ヘクタールの県有地に地上10階以上の複合施設を概算で百数十億円から200億円かけて建設する構想で、財源の一部として、女子大と文化ホールの跡地の売却も充てられる予定。

責任を持つべき公共サービスを明確に

前号では、県庁組織のあり方として、指定管理者制度について報告してきました。

今回は、「郵政民営化」に象徴される「官から民へ」ということの本質について考えてみたいと思います。

知事は今定例会で「本県では、これまでにも公共事業をはじめ、補助金や事務費、人件費など、かなりの規模で予算の縮減に努めてきたが、さらに事務事業の見直しやアウトソーシングと併せて、組織や人員のスリム化を徹底するなど、これまでにならぬ思い切った取り組みを急がなければならぬ。」と繰り返し強調しました。

そして、予算委員会における私の質問には、「直営というものは決して限定される時代ではない。昔は地域の住民がそれぞれの公共

サービスをみんな力で合わせて担っており、それを行政という機関「役所」という所に逆にアウトソースしてきたのが近代史の歴史。これをまた住民に戻していくということだから、元々直営でなければというものは法律の問題を抜きにすれば果たしてあるのか。」と答弁しています。

「官から民へ」がすべて正しいのか

最近「官から民へ」と言えば、全てが正しくて、「民間でできるものは民間」にアウトソーシングすれば、小さな政府によって効率的なサービスが提供できるかのようにならぬかと。しかし、本当にそうでしょうか。小さな政府では政府でしかできない正当化された防衛や警察などの「夜警国家」的機能に限定されかねません。しかも、その部分ですら知事の言を借りれば、「直営というものは決して限定される時代ではない」と言うことで、「法律の問題がなければ」直営の必要がないということになり、アウトソーシングの対象となってしまうことでしょうか。

これまで自治体が行ってきた再分配的な公共サービスを縮小し、

公的サービスの分野でも受益に見合う負担を個人に求めるような改革を進めれば進めるほど、その仕事は新たに民間でもできるようなになります。つまり、市場原理を徹底して、負担できる個人だけを対象にした民間の仕事が成立するようになるのです。そして、行き着く先は「民間ができないことは自治体もやらす」ということで公共的な領域の中に空白地帯をつくり、そこから弱者を開放していくことになるとも言われています。

「小さな政府」で切り捨てられるのは

そして、ニューオリONSでは、アメリカの新自由主義思想に基づく「小さな政府」論が経済状況の回復をもたらすことなく貧富の差を拡大させ、ハリケーン・カトリーナは貧困層に被害を集中・増大させました。にもかかわらず、復興費用が過大で、自己負担で不可能ならば、その地域は市場で敗れたのであり、速やかに退場すべきと敗者を切り捨てる議論がまかり通っており、「小さな政府は災害対応に向いていない」と各国マスコミからも批判されています。

また、周知の事実となったニュージールランドの郵政民営化の失敗やファーストフード化したイギリスの学校給食の民営化も、本当の

「民」である国民には受け入れられない事態を招いています。

アウトソーシングありきの事務事業見直しに要注意

「官から民へ」と言っているのは、利権で生きてきた人たち、大きな資産を保持し続けてきた人たちであって、そのような一部の人が「官から民へ」とアウトソースされた公共サービス事業を営利の対象として口を大きく開けて待っているのです。

県が、これから策定しようとしている「アウトソーシングの積極的な推進のための計画」は、これから3年間で単に1110人役の仕事がアウトソーシングし、併せて人員も削減するというもので、何らの理念と根拠は見いだせていません。

アウトソーシングの目的として「県民サービスの質の向上」とか「民間との協働による人材育成、雇用創出」などを掲げていますが、これらの目的は下手をすれば、検証もできないまま、公的サービスに県が責任を持たないような領域を多く作り出し、そこから費用負担のできない県民を開放していく県政になってしまふことを懸念するばかりです。

尼崎市の「クボタ」で、そこに働く労働者が10年間で51人が死亡し、近隣住民5人も中皮腫で死亡したとの新聞報道がされて以来、あまりにも身近な課題でありながら、関心を持ち得ていなかった多くの県民にアスベストに対する不安の渦が巻き起こりました。

アスベストは、以前から「静かな時限爆弾」「殺人粉塵」などその危険性が指摘され、使用禁止が求められてきました。にもかかわらず、実態を知ったまま放置してきた政府と製造・使用してきた企業によって石綿肺や肺ガン、中皮腫などの健康障害と死者が作り出されてきました。

本県でも、アスベスト問題では、副知事を本部長とする対策本部を設置して、県内の公共的施設の吹き付けアスベストなどの使用状況の調査を行い、アスベストの使用が確認をされた施設に対しては、状況に応じ、使用の制限、飛散防止などの必要な対策を講じたりしていますが、その取り組みは緒にいたばかりだと言わなければなりません。

アスベスト問題

また、検査体制の不十分さから検査待ちの状況もある中で、県としては、工業技術センターと環境研究センターの検査機器を緊急に増強するとともに、公共施設での安全対策の推進や情報の提供などを通じて、県民の不安の解消と、健康被害の防止に取り組んでいくこととなっています。

国に対しては、総合的な対策を講じるよう全国知事会などを通じて働きかけを強めることとなっていますが、県議会としても、さらに政府に対する対策の強化を求める意見書を全会一致で可決しました。

閉会日に厚生労働省によって公表された人口動態統計によって、95年4月の10年間で中皮腫による死亡者が7,013人にものぼっていることが明らかになりました。

本県では41人となっており、ここ3年間で約半数の20人にのぼっていると言ったことは、潜伏期間の長さから今後増加傾向になるといふ心配があります。

6月定例会で、県議会と知事によって双方から、県警の捜査費不正問題に対する特別監査請求が行われて以降、監査事務局は「監査には誠実に対応する」という県警の姿勢に基づいて監査を進めています。しかし、県警は捜査員が「捜査協力者」と接触したとする飲食店などの領収書の全面開示を拒否するという姿勢をとっており、このような事態は極めて問題です。定例会でも、代表監査委員の県警に対する厳しい批判の姿勢と県警・公安委員会の「協力者を守る」という大義による監査協力の消極姿勢の対立が浮き彫りになりました。

一方で、橋本知事は「監査を請求した立場としてどう対応するか」との質問に、「監査結果を踏まえて判断していきたい」と、都合の悪い質問には、はぐらかし答弁しきれないといういつもの姿勢にとどまりました。このような事態の中で、代表監査委員は「監査委員の中には『不十分なままで監査報告するより、万全の調査と分析に基づいた報告をすべきだ』との意見もある」として12月定例会までの報告の困難性が強調されていることを知事はどのように受け止めて、先のような答弁をしているのでしょうか。

残された期間も僅かになっていきますが、監査報告の延期も視野に置きながら、県警本部の一層の真摯な協力を求めておきたいと思えます。

「協力者を守る」を大義と全面開示を拒否

県警捜査費不正問題

アスベストに関するお問い合わせ・相談窓口
(県環境保全課HPより)

- アスベストに関する総合的な相談 (どこに尋ねたら? 検査は? など)
県環境保全課 088-823-9686
- 健康相談や一般的な問い合わせ (労働環境に関しては下欄へ)
県健康増進課 088-823-9675
【または、近くの各福祉保健所】
- アスベストを含有した建築材料について (吹付け材の商品名など)
住宅の場合…県住宅企画課 088-823-9856
住宅以外の場合…県建築指導課 088-823-9891
- アスベストの処理・廃棄について
廃棄物対策課 088-823-9688
- 高知市の担当課 (環境保全課をはじめ同様の窓口を設けています)
(代表)088-822-8111
- 高知労働局 労働基準監督署 (労働環境やこれに伴う健康相談)
高知労働局安全衛生課 088-885-6023
(健康診断、健康障害予防対策)
高知労働局労災補償課 088-885-6025